

見附市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、見附市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設置)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、見附市昭和町2丁目1番1号見附市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年以内とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第8条 会長は、見附市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、見附市企画調整課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、見附市企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、見附市企画調整課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は見附市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年見附市条例第 4 号）の例による。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則（平成 20 年 1 月 10 日議決）

この規約は、平成 20 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日議決）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 27 日議決）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 7 日議決）

この規約は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 17 日議決）

この規約は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 28 日議決）

この規約は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 28 日議決）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第6条関係)

区分	委員
法第6条第2項第1号の委員	見附市長
法第6条第2項第2号の委員	越後交通株式会
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 長岡駅長
	公益社団法人新潟県バス協会 専務理事
	国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 調査課長
	新潟県 長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長
	見附市 建設課長
	見附タクシー協議会 代表
法第6条第2項第3号の委員	見附警察署 署長
	地域公共交通の利用者
	学識経験者
	国土交通省 北陸信越運輸局 交通企画課長
	国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局首席運輸企画専門官
	新潟県 交通政策局 交通政策課長
	見附商工会 会長
	新潟県交通運輸産業労働組合協議会 副議長